

総務省法令適用事前確認手続（回答書）

平成17年10月17日

ビー・ビー・サーブ株式会社

代表取締役社長 國枝 信吾 殿

総 務 大 臣  
麻 生 太 郎

平成17年9月13日付け照会書にて照会があった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年8月29日総務省訓令第197号）第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令の  
適用対象となる。~~適用対象とならない。~~

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号。以下「本法」という。）においては、電気通信役務利用放送が、公衆によって直接受信されることのできる設備を用いて放送番組を提供するものであり、従来の放送及び有線テレビジョン放送同様、大きな社会的影響力を有しているため、設備の技術基準適合性を維持する能力があるか、放送法等の放送に関する法律に定める罪を犯し、刑に処せられた者ではないかなどの基本的な事項について予め確認をしなければ、受信者の保護や電気通信役務利用放送の健全な発達に支障を生じるおそれがあることから、電気通信役務利用放送の業務を行う者について一定の適格性を確認する登録制をとっています（本法第3条第1項）。

ここでいう、「電気通信役務利用放送」とは、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの」（本法第2条第1項）をいいます。

この点、照会書記2別紙1中の「上記配信に関するソフトウェアを提供する（いわゆるASP事業を行う）こと」については、ユーザの携帯電話の側で個々の「マイメニュー登録」に基づき当該ソフトウェアをダウンロードするものであり、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」に該当しないため、照会法令の適用対象となりません。

本件担当

（衛星役務利用放送関係）

情報通信政策局衛星放送課

箄島課長補佐、恩賀係長

電話（03）5253-5799

F A X（03）5253-5800

（有線役務利用放送関係）

情報通信政策局地域放送課

梅村課長補佐、湊係長

電話（03）5253-5806

F A X（03）5253-5811